

令和６年度第２回千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 令和７年１月９日（木）午後１時３０分から午後３時３０分まで
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 ３階 菜の花
- 3 出席委員 荒井委員、伊東委員、稲垣委員、大野委員、風間委員、眞田委員、瀧本委員、竹田委員、原田委員、深津委員、福山委員、松山委員、宮崎委員、矢萩委員
- 4 関係課 総務部学事課
健康福祉部児童家庭課、健康福祉部子育て支援課、
健康福祉部障害福祉事業課
商工労働部雇用労働課、
教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁特別支援教育課
- 5 議 題 （１）千葉県子ども・子育て支援プラン２０２０の進捗状況等
について
（２）「千葉県こども・若者みらいプラン」の原案について
（３）その他

議題1 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の進捗状況等について

子育て支援課 資料1～3に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

原田委員

まず保育所について、確かに施設数は増えており待機児童の解消に向かっているが、保護者がどのような意識でこの保育施設に子どもを預けているのか、預けられている子どもたちの状況を深く分析する必要がある。

次に、学童保育についても同様で、施設は増えているが1つの支援単位に集まる子どもの数が70人、80人というレベルになっている。施設の確保だけでなく、もっと細かく分析し、子どもたちの状況を把握する必要があると思われる。

さらに、保育士と放課後児童クラブの支援員の待遇改善について、放課後児童クラブでは、民間委託が進んでおり、国からの手厚い資金が流れているが、現場に行くと給与の差が非常に大きく、国からの資金が現場にどう流れているのか疑問である。保育士についても同様であり、今後の分析においては、保育所や学童保育の現状を詳細に分析し、保護者や子どもたちの状況、そして支援員や保育士の待遇改善についても深く見ていけると良いと思われる。

子育て支援課

保育所については整備を急いできた結果、質の面についてはまだ十分に対応できていない現状がある。小規模保育施設も多く増加しているが、今後は子どもの数が減少することも見込まれるため、質の向上について県としても検討していく必要があると考えている。

保育士の給与については、公定価格として保育所に運営費として給付されている。

しかし、給付された施設から実際に保育士の手に渡っている金額は明確ではない。

国も施設に給与モデルを公表させる仕組みを作るなどの動きを見せているが、具体的な給与額についてはまだ国が示していない状況である。千葉県としても、国に対して保育士の給与に渡るべき額を明確にするよう要望している。

次に、放課後児童クラブについて、1支援単位に多くの子どもがいる状況は望ましいとは言えないことを認識している。支援員が集まらない状況があり、特に都市部でこの問題が顕著である。国は1支援単位40名を推奨し補助事業を設けているが、現状は解消されていない。運営費についても、保育士の公定価格とは異なり、国、県、市町村から補助される形で行われているが、支援員の処遇は保育士よりもさらに遅れている。モデル金額も示されていない現状であるが、県としても問題意識を持ち、国の動きを注視している。

原田委員

放課後児童クラブの話であるが、問題なのは、利益率がどの程度であるかがまちまちであるということである。

給与で大きな差が出ており、利益率の格差が非常に大きい。現在の公定価格の問題もあるが、利益がどこまでが適正なのかに踏み込まなければならない。行政として、利益率にまで踏み込み、民間企業としっかりとやり取りをするべきであると考えている。

大野委員

待機児童について伺いたい。この待機児童の調べ方は、県内の市町村で全て統一されているのかどうか。また、小規模保育所は基本的に3歳未満児を対象としており、3歳児になったときにその人たちが溢れてしまう可能性がある。このような状況を含めて統計を取っているのか。

子育て支援課

待機児童のカウントの仕方についてであるが、これは全国一律の決まりがあり、こども家庭庁から指示されている。希望している施設に入れば、通常の保育所であっても小規模保育事業所であっても、待機児童としてはカウントされない。市町村が受け皿として用意している何らかの施設に入れば、待機児童にはならない形である。

また、小規模保育事業所に入った子どもについてであるが、小規模保育事業所は基本的に0・1・2歳児を対象としており、3歳以上になった場合には連携施設に移ることになっている。連携する施設で通常の3歳以上を受け入れている保育所や、親の就業状態が変わった場合には幼稚園を希望する方もいる。そのため、小規模保育事業所に入って3歳になって行き先がないということは現在ないと認識している。

大野委員

保育園において各市町村で問題となっている医ケア児について、一般の保育園でそういった子どもを預かってほしいというニーズが高まっている。

現在の課題は、待機児の減少よりも、保育園でどこまで医ケア児を受け入れられるのか、あるいは保育園で見るのが難しい子どもたちを親の就業希望に応じてどこで受け入れるのかという点に移りつつある。したがって、「千葉県こども・若者みらいプラン」には医ケア児の対応をどうするのかを含めていただきたい。

また、民間委託の話に関連して、行政が経済的にも人力的にも成立するプランを立て、それを民間に提示して参入を促す形にしなければ、質が担保できないと考える。

特に、学童保育においては支援員の資格が曖昧であり、必要な施設整備についても明確な基準がないようである。行政が今後、子どもの施設にどう関わっていくのかという行政モデルを作成し、提示することが必要であると考えている。

稲垣委員

こうした計画全てにおける一番の問題はクオリティーコントロールであると思う。世の中の評価が数値で達成したか否かを問うものであるため、数値目標を設定して数的な効果測定をしないと信用してもらえないという側面がある。そのため、どうしても数量に偏る傾向がある。

根本的な問題は、国の施策自体に子ども・家庭・福祉領域のサービスを質的に担保する視点が非常に脆弱であるという点である。

これは施策全体の中で子どもに関する施策の社会的関心の低さに起因しているため、県単独で何とかするのは難しい。ただ、別の部会で保育士の給与に関して新設の施設に関する問題点を繰り返し指摘しているように、地方分権の時代において、千葉県として子ども・家庭・福祉サービスをどのように充実させていくかを考える必要があるため、ここにいる方たちの意見を入れながら進めることが重要である。

また、クオリティーの部分はどう評価し、問題点を明確にするかについては、国が行っておらず、指標がない。

問題を指摘するのは比較的簡単だが、その問題をどう改善するかについては、行政任せにせず、この場で知恵を出すことが必要である。

松山委員

人材の確保や資質の向上に関して、資質の向上に対する判断と評価が十分に行われていないと感じている。新しく建てられた施設がきちんと保育アドバイザーによる巡回指導を受けているのかを数値として確認してほしい。

巡回指導を行う側には強制力がないため、県からの強制力を持った対応が必要であると思う。

質をどう担保するかについて、千葉県独自の何かを考える場があれば良いと考えられる。

伊東委員

まずは資料1の待機児童について、申込児童の年齢の内訳として、0歳と1歳のところの申込ベースはどうなっているのか。1歳になってから預けたいという需要も多い中、利用定員として0歳と1歳が平らな仕組みになっているのか気になる。

次に、資料3の目標の達成度合いに関する話である。 の3 ワーク・ライフ・バランスの推進について、仕事と生活の両立が図られていると感じている家庭の割合が下がっている要因は何か。また、どのように測っているのか。

最後は、説明の中で「国のモデルを参考にします」「国の動きを注視します」といった表現があったが、県としての独自の方針を示すことも重要であると感じる。公平性や説明責任を考慮すれば、国の方針を待ってそれに従うことは理解されやすいが、県としての独自の意見や方針を示すことも必要であると感じる。

子育て支援課

待機児童数の件について、年齢別で何人が申し込み、何人が入っているかという統計を取っている。しかし、手元に資料がないため、今ここでは具体的な数字でお答えすることはできない。現状として、1歳児が入れない状況が続いている。育児休業を比較的長めに取る方が増えているため、0歳児は入れている状況である。しかし、育児休業後、1歳になってから復帰する方が多く、申込みはたくさんあるが待機児童となってしまっている。このため、待機児童のほとんどが1歳児であり、対策が必要だと感じている。

矢萩副会長

ワーク・ライフ・バランスのマイナス要因について、何か補足説明があるか。

子育て支援課

令和5年度に子育てアンケートとして、各市町村の1歳6か月児の保護者を対象に調査したものである。

アンケートの中で、子育てに関する要望があれば選択してくださいという項目があり、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要な課題として上がっており、引き続き取り組む必要があると考えている。

大野委員

ワーク・ライフ・バランスについて、アンケートに答えているのが男性保護者が女性保護者かによって大きく変わると思う。実際に、コロナ禍の令和3年から4年度にかけて、千葉県医師会が医師に調査を行ったが、男性はあまりワーク・ライフ・バランスが変わることが少ない一方、女性は家事や仕事、健康管理などの負担が増えており、ワーク・ライフ・バランスが明らかに悪化している。特に、配偶者が家にいても家事を手伝わない場合、女性の負担が増えるため、ワーク・ライフ・バランスが下がるのは当然である。

原田委員

放課後児童支援員の認定資格研修についてであるが、取得したい方を増やしたいが、枠が限られているため、研修を受けられない状況が続いている。これにより、補助的な立場の方ばかりが増えてしまい、認定資格を持つ方が増えない。この点について、枠を増やすようお願いしたい。

議題2 「千葉県こども・若者みらいプラン」の原案について

子育て支援課 資料4～5に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

稲垣委員

全体的な言葉の使い方について、要所要所に「保育・教育、保育・教育」と書かれている。これでは提供の方向性が従来のままであり、こども家庭センターを設けた理由である包括性を目指すという意図が伝わらない。特に保育と児童福祉、それから母子保健が切れてしまっている部分をうまくつなぎたいというのが、今回のこども基本法並びにそこからの施策の整備の目的である。

年齢区分によらず包括的であることを網羅した計画になるように見直しをお願いしたい。

子育て支援課

国で示された問題に基づいて進めてきたところであるが、いただいた御意見も踏まえ、検討していきたいと思う。

稲垣委員

国が言っていることだからといって、自分たちで矛盾を感じないのか。児童虐待の問題にも対応するのに、それを保育・教育だけで解決できるのか。それに対して、こども家庭ソーシャルワーカーが整備されようとしている状況がある。その点はもう少し丁寧に国の方向性等も見た上で、実現可能な計画にしていきたい。

原田委員

原案の148ページにおける、学校における働き方改革推進プランの改定内容にある「具体的取組の推進について指導・支援します」という表現について、教員の現状を千葉県の教育庁は把握しているのか疑問である。

指導・支援ではなく、教員の声を汲み取り、どう改善するかを考えるべきである。

また、原案44ページの意見表明の環境づくりについて、こども基本法ができ、子どもの意見表明権が認められている。「本県においても、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要があります」と書かれているが、文科省は既に1月から小学校1年生から子どもの意見を聞く取組を始めている。検討しますではなく、実行するべきである。

さらに、公園の話についてであるが、都市公園について触れられていない。都市部では子どもたちが遊ぶ環境が不足している。子どもたちが遊ぶ環境をどう整えるかを考える必要がある。

眞田会長

全般的な御指摘として考えると、国から言われたこと、そのままではないのかとか、あるいは千葉県独自でこういったものやってみましょうとか、そういう熱気がちょっと欠けるのではないのかという指摘が多いのではないのかということになる。会議全体として、表現をもう少し積極的に、県の施策としてどういうふうに考えていくかということ留保して、表現の再検討をお願いしたいところである。

伊東委員

計画を立てることも重要だが、その計画が実行されることが最も重要だと思う。141という目標を5か年の計画でどのように進めるのか、5か年並行的に全てを進めるのか、この年度は141のうちこれを重点的に進めるのか、そういったプランがあるのかが気になる。目指すべきは達成率を上げることであり、計画倒れになっては意味がなくなってしまう。

今すぐ回答を求めるわけではないが、達成率や現実がちゃんと変わることが重要であり、市町村との連携も必要となる。そのため、県だけの動きではコントロールが難しいことも考慮し、市町村がこれを実現できるのかも含めて考える必要があると思うため、考慮いただければと思う。

大野委員

原案の112ページ、 - 6 - 「社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」について、家庭と同様の養育環境の整備として、里親の委託率が上がってい

ると書かれており、児童養護施設や集団生活についても挙げられている。しかし、各児童相談所が持っている一時保護施設については触れられていない。すべての児童相談所が一時保護施設を持っているのかは確認していないが、一時保護施設は緊急に親から引き離す必要がある子どもたちが親元を離れて生活する施設であるが、その状態が非常に厳しい状況にある。

私は市川市で児童保護所の嘱託医をしているが、定員の200%がここ5年ずっと続いている。特に東葛地域はニーズが高い地域であり、増築などは行われているが、根本的な改善には至っていない。一時保護所にいる間の子どもたちは共同生活をしているが、学校に行けないため、相談員や支援員が学業の面倒を見ている。

しかし、中学3年生のときに性虐待などで受験間際に保護された場合、ほとんど勉強の環境にならない。正式な措置が決まるまで、最長で500日以上一時保護所に滞在している子どももいる。

この施策の中では児童相談所について触れられていないが、児童相談所の一時保護施設についてもきちんと整理し、その機能を強化する必要がある。親に対する補助が薄いという問題もあり、親の環境を整えるための施策や子どもが帰れない場合の行き先を行政として確保する施策が必要である。このページではそのような施策が見えてこないため、一時保護所について、措置が決まるまでの子どもの処遇についても明記し、考えていただきたい。

特に、入所中の教育を受ける権利が失われていることや、児童保護施設や一時保護所での子ども同士の性虐待の問題も考慮し、横断的に検討していただきたい。

子育て支援課

一時保護所等については、その1つ前に「児童虐待防止対策の充実」があり、そこで事前に防ぐための対策や、児童相談所の体制・機能の強化について触れている。

また、児童虐待等については、別途、県の計画として児童虐待についての施策がある。現在、関係部署が作業を進めていると聞いており、こちらの計画にも十分に考慮して織り込んでいく予定である。

大野委員

虐待そのものというよりも、保護された子どもの処遇について考えていただければと思う。

子育て支援課

承知した。こちらの担当課にも伝える。

稲垣委員

一時保護所の学習支援については国でも問題視されており、千葉県でも一時保護所の学習支援事業を展開することになっている。現在、業者を募集して一時保護所の中で安全に学習する機会を保障する取り組みが進められているが、窓口は市町村になるため、全県としてどのようなネットワークにしていくのかが重要であるため、この計画でその点を呼びかけていくことは大事であると思う。

他のところでやっているから任せるのではなく、お互いに手を伸ばし合ってつながっていくことを考えていただけると良いと思う。

瀧本委員

具体的な目標について、原案222ページの106番では、放課後児童クラブの待機児童を令和5年度で1,200人のところを減少させるという目標になっている。現在の子育て支援プランの目標は基準年度が1,500人で、令和6年度の目標は解消を目指すとなっている。この比較ではトーンダウンしているように感じる。基本的には目標として解消、すなわちゼロを目指すべきではないかと思う。その点の考え方を教えていただきたい。

次に105番の放課後児童クラブ支援単位数についてである。先ほど他の委員からもあったように、1つの支援単位で児童数が70人から80人のところもあり、質の問題がある。箇所数が増えれば支援単位の人数が減るかどうかは分からないが、その点も目標として掲げるべきではないかと考える。

子育て支援課

放課後児童クラブの待機児童数については令和5年時点で1,227人となっており、コロナの影響で一時的に減少した時期がある。その後、少し戻ってきており、最新の数字(令和6年5月1日現在)では1,181人と減少傾向にある。現状から減少させるという形で目標を立てているが、いただいた意見を踏まえて再考したい。

次に支援単位数についてであるが、確かに1支援単位70人から80人というのは多いと認識している。支援単位数が増えているにもかかわらず1箇所の利用者が多いのは、登録者数が右肩上がりが増えているためである。適正規模になるよう市町村の数字を参考にしながら目標を設定している。

深津委員

原案の118ページに、千葉県の子自殺者数が全国で6番目に多いと書かれている。千葉県としても重点的に取り組むべき課題であると認識している。現在、小学生の高学年まで自殺の年齢が下がってきている。これは、自殺の方法が検索できたり、実施できたりする年齢に達しているためである。小学生からの対応が必要であると記されているが、119ページにおいても学校が中心となっている。しかし、自殺の原因は乳幼児期の育ちに関係していることが明らかである。虐待や不適切な養育環境が影響している。このため、切れ目のない支援を提供し、幼児教育、保育の現場、そして子育てする家庭において、子どもが自分の命を大切にするような視点を取り入れることが重要である。

次に、120ページに記載されているネットパトロールについてである。インターネット利用率が小学生で98.2%というこども家庭庁のデータがあるが、乳児期からの対応が必要である。2017年のBenesseのデータによれば、ゼロ歳児後半でお座りができる時点での利用率が50%を超えている。このような現状では、小学生からの対応では遅い。ベビーカーでスマホを持つ赤ちゃんが増えている現代では、より早い段階からの支援が必要である。保育や教育現場においても、千葉県がどのよ

うな子どもを育てていきたいかを考えることが重要である。インターネットを養育家庭から取り上げるのは難しいため、共存するために子どもの成長を妨げない使い方を妊娠期から情報共有していくことが必要である。世界的にも乳児期のスクリーンタイムが問題視されており、WHOも警鐘を鳴らしている。このため、広い視野で問題を捉え、対応していただきたい。

眞田会長

親と子どもの関係をどう考えるかという根本問題がある。行政の立場からすると、そこを直接比較することは難しい部分もある。原案の119ページにおいて、自殺対策が学校教育として扱われているが、幼児教育の段階で命の大切さを親が教えることが重要である。親と子どものつながりをどう持つかを意識して書いていただきたい。

大野委員

親との関係性は非常に重要であるが、現代の多様な社会においては必ずしも血縁の親でなくてもよい。誰かが自分のことを気にかけてくれる人、いわゆるメンターがいることが重要である。命の大切さを教育するだけで自殺が減るわけではない。生きていて楽しいと思えること、自己肯定感がある明日があることが重要であり、居場所づくりが重点となる。そのため、誰かが自分を大事にしてくれる存在が必要である。この方向性での書き方が親に対する圧迫感が少ないと思う。

眞田会長

各委員の指摘を踏まえ、推進するために変えられる部分は変えていくことをお願いしたい。

子育て支援課

議題1の際に原田委員から、放課後児童支援員の認定資格研修の枠が少ないという指摘があったが、令和6年度から受講枠を広げ、定員を令和5年度の880名から令和6年度は1,560名に増やしている。見込みとしては1,000人以上が受講できるようになっているため、補足させていただく。